

下関市上下水道局の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約書（下関市上下水道局工事執行規程（平成24年上下水道局規程第4号。以下「規程」という。）様式第1号をいう。）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐義務の緩和)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事（以下「管理者発注工事」という。）の現場代理人は、実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間で、監督員等と常に携帯電話等で連絡がとれる場合は、現場への常駐を要しないこととする。この場合において、個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項に定める期間のほか、安全管理又は工程管理等の工事現場の運営及び取締り等が困難でなく、かつ、現場代理人が監督員等と常に携帯電話等で連絡がとれる場合は、管理者は、現場代理人の現場への常駐義務を緩和することができるものとする。

3 管理者発注工事の受注者（以下「受注者」という。）は、次条の規定により現場代理人を兼務する場合は、第1項に該当する場合を除き兼務するいずれかの現場に現場代理人を滞在させなければならない。

(現場代理人の兼務)

第3条 管理者は、前条第2項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、現場代理人の他の工事への兼務を認めるものとする。

(1) 発注機関が現場代理人の兼務を了承している建設工事(管理者発注工事、下関市又はポートレース企業局が発注する建設工事の場合は、現場説明書に現場代理人の兼務を認めることが記載されたもの。)であること。

(2) 同一の現場代理人が兼務できる工事の件数は、次に掲げるとおりとする。
ただし、管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

ア 請負金額が200万円以下の工事及び災害復旧工事以外の工事のみの場合 3件

イ 請負金額が200万円以下の工事を含む場合 4件

ウ 災害復旧工事を含む場合 5件。この場合において、請負金額が200万円以下の工事及び災害復旧工事以外の工事の件数は、3件を超えてはならない。

(3) 兼務する工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満であること。

(4) 兼務する工事の現場間の移動距離が20km程度以内であること。

2 兼務する工事が同一敷地内での関連工事又は隣接する現場(50m以内)の関連工事である場合は、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず1件の工事とみなし、現場代理人を兼務することができるものとする。

3 工事の性質上、契約工期のうち大部分が前条第1項第4号に該当するもので管理者が指定する工事(以下「指定工事」という。)は、他に指定工事を受注した場合について、これらを請負金額が200万円を超える1件の工事とみなし現場代理人を兼務することができるものとする。この場合において、指定工事である旨を現場説明書に明記するものとする。

(不在時対応者の設置)

第4条 受注者は、第2条第2項の規定により現場に常駐しないときは、不在時対応者を設置し、工事打合簿等により監督員等に通知しなければならない。

(兼務の手続き)

第5条 受注者は、第3条の規定により現場代理人を兼務するときは、現場代

理人及び主任技術者等選任通知書（規程様式第5号。以下「選任通知書」という。）に兼務の有無及び既発注工事の契約内容を記載し、上下水道局総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定により選任通知書の提出を受けたときは、現場代理人の兼務の可否について審査するものとする。この場合において、現場代理人の兼務を承認したときは、この旨を当該工事及び既発注工事を主管する所属長（以下「工事主管所属長」という。）に通知するものとする。

（兼務に係る現場代理人の変更等）

第6条 受注者は、前条の規定により届け出た現場代理人について、第3条第1項各号に規定する事項に該当しなくなったとき又はその他の理由により変更しようとする場合は、当該変更に係る工事主管所属長に変更後の現場代理人を記載した選任通知書を提出しなければならない。

- 2 工事主管所属長は、前項の規定により選任通知書の提出を受けたときは、当該選任通知書を総務課長に送付するものとする。

（現場代理人の兼務の取消し等）

第7条 管理者は、受注者が現場代理人を兼務したことにより、現場の管理体制に不備が生じたとき、又は不良な工事となったとき若しくは不良な工事となるおそれがあると認められるときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に入札公告若しくは指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月20日から施行し、同日以降に入札公告若しくは指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１２月４日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。